

資料 1－2

計議第324号議案～第327号議案参考資料1

計議第324号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更（京都市決定）
計議第325号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 高度地区の変更（京都市決定）
計議第326号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 一団地の住宅施設の変更（京都市決定） (向島団地一団地の住宅施設)
計議第327号議案	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定（京都市決定） (向島ニュータウン地区地区計画)

目 次	P. 1 計議第324号議案 理由説明書, 新旧対照表
	P. 4 計議第325号議案 理由説明書, 新旧対照表
	P. 14 計議第326号議案 旧計画書, 旧計画図, 理由説明書
	P. 17 計議第327号議案 理由説明書

理由説明書

向島ニュータウン地区は、昭和46年に都市計画決定した向島団地一団地の住宅施設に基づき、住宅をはじめ、学校や病院、生活利便施設、公園などが街区ごとに計画的に配置され、ゆとりある緑豊かな居住環境が形成された地区である。

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる当地区において、高度地区の変更及び地区計画の策定に合わせて用途地域を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
用途地域の変更(京都市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。(新)

下線が変更箇所

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 148 ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約 896 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約 2,003 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約 496 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計 約 3,543 ha						23.7%
第二種低層住居専用地域	約 17 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約 3.7 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計 約 21 ha						0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 94 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約 2,190 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約 12 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	小計 約 2,296 ha						15.3%
第二種中高層住居専用地域	約 678 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約 35 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計 約 713 ha						4.7%
第一種住居地域	約 1,755 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.8%
	約 67 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.4%
	小計 約 1,822 ha						12.2%
第二種住居地域	約 1,034 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 234 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
	小計 約 1,268 ha						8.5%
準住居地域	約 8.0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約 96 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.6%
	小計 約 104 ha						0.7%
近隣商業地域	約 198 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約 766 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.1%
	約 18 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
	小計 約 982 ha						6.5%
商業地域	約 16 ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約 484 ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2%
	約 60 ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約 273 ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.8%
	約 191 ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.3%
	小計 約 1024 ha						6.8%
準工業地域	約 1,671 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.2%
	約 156 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.0%
	約 26 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計 約 1853 ha						12.4%
工業地域	約 921 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.1%
	約 175 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
	約 190 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.3%
	小計 約 1,286 ha						8.6%
工業専用地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約 14,980 ha						100.0%

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)
用途地域の変更(京都市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。(旧)

下線が変更箇所

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 148 ha	5/10 以下	3/10 以下	—	100 m ²	10m	1.0%
	約 896 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	100 m ²	10m	6.0%
	約 2,003 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	13.4%
	約 496 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	3.3%
	小計 約 3,543 ha						23.7%
第二種低層住居専用地域	約 17 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	100 m ²	10m	0.1%
	約 3.7 ha	10/10 以下	6/10 以下	—	80 m ²	10m	0.0%
	小計 约 21 ha						0.1%
第一種中高層住居専用地域	約 94 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	—	—	0.6%
	約 2,190 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	14.6%
	約 72 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
	小計 约 2,356 ha						15.7%
第二種中高層住居専用地域	約 678 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.5%
	約 35 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計 约 713 ha						4.7%
第一種住居地域	約 1,755 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.7%
	約 7.0 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.0%
	小計 约 1,762 ha						11.8%
第二種住居地域	約 1,034 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 234 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.6%
	小計 约 1,268 ha						8.5%
準住居地域	約 8.0 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.1%
	約 96 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.6%
	小計 约 104 ha						0.7%
近隣商業地域	約 198 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約 766 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.1%
	約 18 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
	小計 约 982 ha						6.5%
商業地域	約 16 ha	30/10 以下	—	—	—	—	0.1%
	約 484 ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2%
	約 60 ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.4%
	約 273 ha	60/10 以下	—	—	—	—	1.8%
	約 191 ha	70/10 以下	—	—	—	—	1.3%
	小計 约 1024 ha						6.8%
準工業地域	約 1,671 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.2%
	約 156 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.0%
	約 26 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.2%
	小計 约 1853 ha						12.4%
工業地域	約 921 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.1%
	約 175 ha	30/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
	約 190 ha	40/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.3%
	小計 约 1,286 ha						8.6%
工業専用地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
合計	約 14,980 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の2第3項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
- (2) 河川、水路その他の公共施設
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- (4) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第4項第3号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

(適用除外)

1 次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備等（以下、「公共施設等の整備等」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下、「最低敷地面積」という。）の規定に適合する土地若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条の2第3項の規定により最低敷地面積の規定を適用しないこととされる土地で、公共施設等の整備等に伴い、面積が減少し、かつ、最低敷地面積の規定に適合しないものについては、面積減少後の土地についてその全部を一の敷地として使用し、又は公共施設等により分割された各々を一の敷地として使用する場合には、最低敷地面積の規定を適用しない。ただし、公共施設等の整備等が行われる際、既に最低敷地面積の規定に違反していた敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に違反することとなる土地についてはこの限りではない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による道路
ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
- (2) 河川、水路その他の公共施設
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- (4) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2の2第3号に該当する通路

2 前項の規定は、公共施設等の整備等の後に、最低敷地面積の規定に適合するに至った建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の規定に適合するに至った土地については適用しない。

理 由

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において、高度地区の変更及び地区計画の策定に合わせて用途地域を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと豊みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。
なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

理 由

本都市計画は、平成29年3月に策定した京都駅東南部エリア活性化方針及び平成31年3月に策定した京都駅東部エリア活性化将来構想に掲げる将来像の実現に向けて、本地区において、特別用途地区的指定に合わせて用途地域を変更することにより、文化芸術の創造環境の整備や、京都駅周辺の都市機能を強化する魅力的な施設の誘導を図るものである。

理由説明書

向島ニュータウン地区は、昭和46年に都市計画決定した向島団地一団地の住宅施設に基づき、住宅をはじめ、学校や病院、生活利便施設、公園などが街区ごとに計画的に配置され、ゆとりある緑豊かな居住環境が形成されてきた地区である。

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる当地区において、用途地域の変更及び地区計画の策定に合わせて高度地区を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

高度地区の変更(京都市決定)

(新)

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
10m高度地区	約 3,563 ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物(以下「塔屋等」という。)の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 387 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)

高度地区の変更(京都市決定)

(旧)

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
10m高度地区	約 3,563 ha	建築物の高さは、その最高限度を10メートル(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物(以下「塔屋等」という。)の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、10メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部並びに第一種中高層住居専用地域の一部
12m 第1種高度地区	約 387 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の各一部
12m 第2種高度地区	約 234 ha	建築物の高さは、その最高限度を12メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、12メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地域及び第二種住居地域の各一部

(新)

20m 第3種高度地区	約 1,115 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 686 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 109 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 400 ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
31m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。 (1) 敷地が五条通に接し、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル以上の建築物 (建築基準法施行令(以下「建基法施行令」	商業地域の一部

(旧)

20m 第3種高度地区	約 1,115 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とし、かつ、当該建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地域及び準工業地域の各一部
20m 第4種高度地区	約 686 ha	建築物の高さは、その最高限度を20メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが3メートルを超える場合においては、20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
25m高度地区	約 109 ha	建築物の高さは、その最高限度を25メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、25メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	商業地域の一部
31m 第1種高度地区	約 400 ha	建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の各一部
31m 第2種高度地区	約 6.2 ha	1 次に掲げる(1)から(3)までの全てを満たす建築物の高さは、その最高限度を31メートル（塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。 (1) 敷地が五条通に接し、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通の境界線までの距離が2メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から五条通以外の敷地境界線までの距離が1メートル以上の建築物 (建築基準法施行令(以下「建基法施行令」	商業地域の一部

(新)

		<p>という。) 第130条の12に定める建築物の部分を除く。)</p> <p>(3) 事務所若しくは研究施設(以下「事務所等」という。)又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し,かつ,図書館,博物館その他これらに類するもの,店舗,飲食店,診療所,保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの</p> <p>2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは,その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが3メートルを超える場合においては,20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。</p>	
31m 第3種高度地区	約 760 ha	<p>1 工場,事務所若しくは研究施設(以下「工場等」という。)又は延べ面積の2分の1以上を工場等の用途に供し,かつ,図書館,博物館その他これらに類するもの,店舗,飲食店,診療所,保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは,その最高限度を31メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが4メートルを超える場合においては,31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。</p> <p>2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは,その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが3メートルを超える場合においては,20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。</p>	工業専用地域の全部及び工業地域の一部

(旧)

		<p>という。) 第130条の12に定める建築物の部分を除く。)</p> <p>(3) 事務所若しくは研究施設(以下「事務所等」という。)又は延べ面積の2分の1以上を事務所等の用途に供し,かつ,図書館,博物館その他これらに類するもの,店舗,飲食店,診療所,保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねるもの</p> <p>2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは,その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが3メートルを超える場合においては,20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。</p>	
31m 第3種高度地区	約 760 ha	<p>1 工場,事務所若しくは研究施設(以下「工場等」という。)又は延べ面積の2分の1以上を工場等の用途に供し,かつ,図書館,博物館その他これらに類するもの,店舗,飲食店,診療所,保育所若しくは幼保連携型認定こども園の用途を兼ねる建築物の高さは,その最高限度を31メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが4メートルを超える場合においては,31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。)とする。</p> <p>2 前項に掲げる建築物以外の建築物の高さは,その最高限度を20メートル(塔屋等の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内,かつ,その部分の高さが3メートルを超える場合においては,20メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに3メートルを加えたものとする。)とする。</p>	工業専用地域の全部及び工業地域の一部

(新)

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建築基準法（以下「建基法」という。）第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 8 31m第3種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(旧)

(制限の緩和)

- 1 北側斜線制限（本計画書に定める北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限。以下同じ。）については、建基法施行令第135条の4を準用する。
- 2 建築基準法（以下「建基法」という。）第86条第1項、同条第2項若しくは同法第86条の2第1項の規定による認定を受けたもの又は同法第86条第3項、同条第4項、同法第86条の2第2項若しくは同条第3項の規定による許可を受けたものについては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 敷地が2以上の高度地区にまたがる場合、それぞれの高度地区の境界（以下「高度地区界」という。）において、高度地区界より北側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値が、当該高度地区より南側の敷地の部分に対する北側斜線制限の数値より大きい場合においては、敷地の全部が当該高度地区界より北側にあるものとみなし、北側斜線制限を適用する。
- 4 12m高度地区において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根（10分の3から10分の4.5までの傾きをもつ、切妻、寄棟、入母屋その他これらに類する屋根をいう。以下同じ。）を有する建築物（歴史遺産型美観地区（都市計画法（以下「都計法」という。）第8条第1項第6号に規定する景観地区のうち、歴史遺産型美観地区をいう。以下同じ）内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 5 15m高度地区において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物（歴史遺産型美観地区内の建築物を除く。）については、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 6 12m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが12メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが15メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は15メートルとする。
- 7 15m高度地区内、かつ、歴史遺産型美観地区（一般地区に限る。）内において、軒の高さが15メートル以下、塔屋等の地盤面からの高さが18メートル以下、かつ、こう配屋根を有する建築物であって、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に資すると認めたものについては、北側斜線制限を除き、建築物の高さの最高限度は18メートルとする。
- 8 31m第3種高度地区において、市長が工業の利便の増進に資するものとして認めた建築物は工場等とみなす。

(新)

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度
 - エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
 - (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
(5) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島ニュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において駅前商業地区、センター商業地区又は高層住宅地区として区分された区域内の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 敷地面積が2,000平方メートル以上のもの
 - イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が6メートル以上のもの
（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）
 - ウ 建基法第53条第1項に規定する建築物の建蔽率が10分の5以下（建基法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地にあっては10分の6以下）の敷地内におけるもの

(旧)

(適用除外)

- 1 10m高度地区、12m第1種高度地区、15m第1種高度地区又は20m第1種高度地区内の建築物で次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、本計画書の北側斜線制限は適用しない。
 - (1) 地階を除く階数が2以下の建築物で、軒の高さが6.5メートル以下、かつ、建築物の高さが10メートル以下でこう配屋根を有するもの
 - (2) 建築物の高さが6.5メートル以下のもの
- 2 次に掲げる建築物については、本計画書の規定を適用しない。
 - (1) 建基法第55条第2項の規定に基づく認定を受けたもの
 - (2) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内にあり、かつ、同条第2項第3号に規定する地区整備計画において、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - (3) 都計法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画において、次に掲げるアからエまでの全ての制限が定められている区域内の建築物で、当該地区計画の内容に適合するもの
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 壁面の位置の制限
 - ウ 建築物等の高さの最高限度
 - エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
 - (4) 名神高速道路以南、国道1号線以東、宇治川以北、近鉄京都線以西、かつ、東高瀬川以西の地域において、31m第1種高度地区にあり、敷地面積が1,000平方メートル以上、かつ、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものをいう。）の境界線までの距離が5メートル以上の建築物（建基法施行令第130条の12に定める建築物の部分を除く。）

(新設)

(新)

- ⑥ 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの
イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの
ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル。）を超える、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

（許可による特例）

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
 - (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(旧)

- ⑤ 高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際現に存する建築物又は現に建築の工事中の建築物で、当該都市計画において定められた内容に適合しない部分（以下「不適格部分」という。）を有する建築物で、次のアからエまでのいずれかに該当するもの
ただし、高度地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
ア 昇降機等の増築で、市長が、高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認めるもの
イ 新たに不適格部分を生じさせない増築で、市長が、用途上又は構造上やむを得ないもので、かつ、地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めるもの
ウ 塔屋等の屋上部分の高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル。）を超える、かつ、当該塔屋等が存しないとした場合の建築物の高さが、本計画書に定める建築物の高さの最高限度以下である建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）
エ 建築物の高さが北側斜線制限（高度地区の種類の変更によるものを除く。）にのみ適合しない建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせる場合を除く。）

（許可による特例）

- 1 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成及び周囲の市街地の環境に支障がないと認めて許可したものは、その許可の範囲内において、本計画書の規定による建築物の高さの最高限度を超えることができる。
 - (1) 優れた形態及び意匠を有し、土地利用、建築物の位置、規模及び各部分の高さ等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域又は都市全体の景観の向上に資するもの
 - (2) 学校、病院その他の公共、公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要なもの
 - (3) 京都市のまちづくりの方針及び当該建築物が存する地域のまちづくりに関する方針に適合し、土地利用、建築物の位置、規模、形態、意匠、敷地内の空地等について総合的に配慮がなされていることにより、当該地域の良好な景観形成及びまちづくりの推進に貢献する建築物
 - (4) 良好な沿道景観の形成に資するもの（北側斜線制限以外は本計画書の規定による高さの最高限度を超えない場合に限る。）
 - (5) 特例許可を受けた建築物の増築（新たに不適格部分を生じさせず、用途上又は構造上やむを得ないもの）
 - (6) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の許可を行うに当たっては、良好な景観の保全、形成、市街地の環境の整備改善又はまちづくりの推進を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

(新)

(備考)

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル。）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる向島ニュータウン地区において、用途地域の変更及び地区計画の策定に合わせて高度地区を変更することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。

(旧)

(備考)

- 1 本計画書において使用する用語は、別に定めるもののほか、建基法及び建基法施行令において使用する用語の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定については、良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける修景装置（以下「屋上に設ける修景装置」という。）で次に掲げる(1)から(4)までの全てに適合するもの及び建築設備で次に掲げる(1)に適合するものの高さは、北側斜線制限を除き、当該建築物の高さに算入しない。
 - (1) 屋上に設ける修景装置及び建築設備を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける修景装置及び建築設備の最上部までの高さが3メートル（25m高度地区又は31m高度地区に存する建築物（31m第2種高度地区又は31m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4メートル。）を超えないこと。
 - (2) 本体部分と構造上分離されていること。
 - (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
 - (4) 屋上に設ける修景装置の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

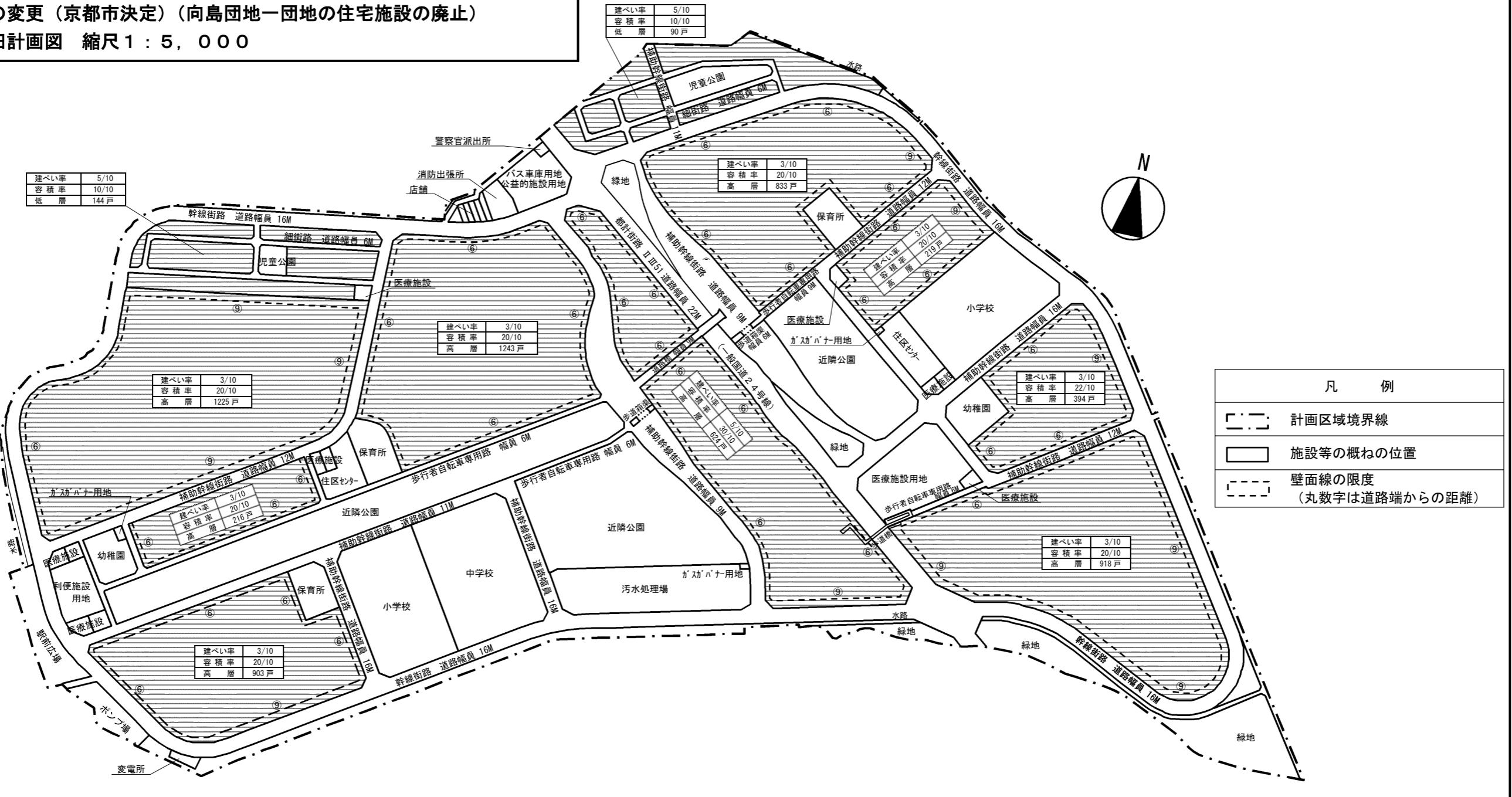
理 由

本都市計画は、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、京都を小さなまちの集合体として捉え、地域ごとのビジョンに応じたまちづくりを推進することを目的に高度地区を変更するものである。

【旧計画書】

名称		向島団地一団地の住宅施設					
位置		京都市伏見区向島二ノ丸町ほか6カ町					
面積		約74.7ha					
予定戸数	住宅の 種別	高層	6,580戸				
		中層	一戸				
		低層	230戸				
		計	6,810戸				
配置の方針	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線街路	II・III・51 新田伏見線	11m	約750m	国道24号線	
		地区外周に、幹線街路（幅員16m）・補助幹線街路（幅員12m）・区画街路（幅員6m），地区中央に歩行者専用路（幅員6～9m）を配し、歩行者と車の分離を図る。					
	公園及び 緑地	なお、幹線街路と鉄道新駅の接点に約0.4haの駅前広場を整備する。					
		また、地区中央を通る都計道路II・III・51（国道24号線、幅員11m、延長約750m）は22mに拡幅の上、団地内交通と24号線の通過交通が混乱しないよう、道路橋・歩道橋にて立体的に交通を処理する。					
	その他の 公共施設	近隣公園2ヵ所（約6.6ha）を東西2住区に集約し、かつ、児童公園2ヵ所（約0.4ha）を東西2住区北側低層住宅群の中に配置する。					
公益的施設	公園及び 緑地	また、団地環境の保全や騒音防止のため、国道24号線沿い東住区に緩衝緑地や、団地南部の地区界沿いに外周緑地を設けるなど、約2.3haの緑地を配置する。					
		分流式汚水処理場（3万5千人槽）を西住区に設け、都市ガスを導入する。					
	住宅	中学校1校、小学校2校、幼稚園2園、保育所3園、児童館3館（保育所と併存）を近隣公園に接して配置する。					
「区域、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり。」		官公庁、商店等を含む中心地区及び病院を地区中央に配し、また、日常の利便施設を分散配置する。					

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）一団地の住宅施設
の変更（京都市決定）（向島団地一団地の住宅施設の廃止）
旧計画図 縮尺 1 : 5, 000



理由説明書

向島団地一団地の住宅施設は、京都市の住宅需要に対処し、住宅をはじめ、学校や病院、生活利便施設、公園などが街区ごとに計画的に配置された良好な住宅団地を建設するため、昭和46年に都市計画決定し、ゆとりある緑豊かな居住環境を形成してきたが、一方でまちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる。

本都市計画は、当地区において、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すため、用途地域及び高度地区の変更に合わせて地区計画を策定することに伴い、向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止するものである。

理由説明書

向島ニュータウン地区は、昭和46年に都市計画決定した向島団地一団地の住宅施設に基づき、住宅をはじめ、学校や病院、生活利便施設、公園などが街区ごとに計画的に配置され、ゆとりある緑豊かな居住環境が形成された地区である。

本都市計画は、まちびらきから50年近くが経過し、著しい人口減少や少子化、施設の老朽化などが進んでいる当地区において、用途地域及び高度地区の変更に合わせて地区計画を策定することにより、ゆとりある緑豊かな居住環境の魅力を継承しつつ、職と住が近接した、身近な地域で暮らしと営みを支える多様な機能の誘導を図り、持続可能なまちの実現を目指すものである。

なお、合わせて向島団地一団地の住宅施設の都市計画を廃止する。